

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

I 令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和4年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	30	5	7	18
指導事項	42	7	8	27
検討事項	0	0	0	0
計	72	12	15	45

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年10月3日及び同月7日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和4年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
防災課	公務中に地震体験車を防災備蓄館内の保管駐車場から移動する際、車両左後部の機器収容部扉を閉め忘れたまま前進したことにより防災備蓄館内のシャッター配線釦スチール配管を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料93,500円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	防災課の朝礼において、課員全員に対し本事故事例を説明するとともに、車両運行前の確実な点検及び周囲の安全確認について徹底した。 今後も随時注意喚起を行い、交通事故防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
美術館	産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託契約事務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和	廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行令に定める書面による契約が必要であることを認識しておらず、契約額

	46年9月23日政令第300号)に定める書面による契約が行われていなかったの で、今後は適正に処理されたい。	が50万円に満たない契約であったた め、岐阜県会計規則第110条の規定によ り、契約書の作成を省略できると誤認 していたため発生した。 今後は、産業廃棄物の収集運搬業務 及び処分業務を委託する場合には、書 面による契約を行う。
博物館	家屋貸付料及び博物館使用料の収入 事務において、博物館休館によりそれ ぞれ減額することとして県有財産賃貸 借契約及び行政財産使用許可を変更し ており、その後直ちに還付手続を行う べきところ、家屋貸付料については県 有財産賃貸借変更契約日から60日、博 物館使用料については行政財産使用許 可変更通知日から26日それぞれ遅延し ていたため、今後は適正に処理されたい。	家屋貸付料の還付手続は県有財産賃 貸借変更契約日から60日、博物館使用 料の還付手続は行政財産使用許可変更 通知日から26日遅延していたため、岐 阜県会計規則第35条を再度確認すると ともに、過誤納金の払戻しについては 、戻出金調書により戻出の決定後直 ちに戻出命令を発し、債権者に収入金 を払い戻す必要があることを所内会議 等で職員に周知徹底した。 当該事案の発生原因は、振込先口座 の確認に時間を要した点にあるため、 今後は相手先への振込先口座確認経過 を複数人で共有し、再発防止に努め る。

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
下水道課	公務中の1件の交通事故について、 修繕料95,491円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。	事故発生後、運転及び同乗の職員 に、また後日には所属職員全員に対 し、所属長から交通安全意識の徹底並 びに交通事故防止に努めるよう注意指 導を行った。 今後も職場研修などを通じ、継続的 に交通安全意識を徹底し、交通事故防 止に努める。
住宅課	旅費の支出事務において、車賃の計 算を誤ったことにより、1件18円が過 払いとなっていたので、速やかに措置 するとともに、今後は適正に処理され たい。	過払いとなっていた旅費1件18円に ついては、直ちに過年度戻入の手続き を行い、令和4年9月2日に県に納入 されたことを確認した。 再発防止として同年8月31日に全職 員に対し、旅費制度事務の手引きを配 布し、適正に旅費請求を行うよう周知 した。また、承認者・決裁者は審査を

		より慎重に行うことを徹底し、適正に事務処理に努める。
--	--	----------------------------

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
加茂農林高等学校	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として279,070円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	刈払機による除草作業を行う際は、所属長の許可を得た上で実施し、草刈機管理使用簿に作業日時、場所、作業者名等を記録するよう徹底した。また、補助者を配置し複数名で作業を行い、飛散防止ネット等を適正に使用することにより毀損事故防止に努めるよう、職員会議及び農場会議において周知徹底を図った。
東濃高等学校	特別徴収義務者として会計年度任用職員から令和2年8月に特別徴収税額分として6,900円を収入していたが、その後適切な処理が行われず滞留していたので、今後は適正に処理されたい。	当該特別徴収税について対象自治体に納付状況を確認し、令和2年7月に収納済で滞納が無いことが確認できたため直ちに還付手続きを行い令和4年7月5日に職員本人へ還付した。 今後は歳入歳出外現金の保管金等の内容について関係帳票により会計員及び出納員で毎月確認、内訳を把握するとともに、歳入歳出外現金全区分の残高の有無について出納員が定期的に財務会計システムの照会による確認を行い再発防止に努める。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
統計課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対して、パソコンの取扱いについて、より一層の注意を払うよう指導し、併せて課内全員にメールにて注意喚起を行った。 また、定例の係長会議においても、パソコンの毀損防止について注意喚起を行い、適切な使用及び管理方法について周知徹底を図った。 今後も定期的に課内会議等を通じて、県有物品の適切な使用及び管理に係る意識の醸成を図り、毀損事故の再

		発防止に努める。
美術館	時間外勤務について、労働基準法第36条に基づく時間外労働・休日労働協定を締結後、行政官庁に届け出た上で時間外勤務を命ずべきところ、届出前に職員20名に対して時間外勤務を命じていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>協定締結後、速やかに行政官庁へ提出すべきであったところ、提出が遅れたため発生した。</p> <p>今後は、締結後速やかに提出を行い、受理されたことを確認した上で、職員に対して時間外勤務を命ずる。</p> <p>なお、令和4年度においては、年度初日に協定を締結し、届出を行った上で時間外勤務を命じている。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐山高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料44,635円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>これまでも職員会議や全職員宛メールなどにより注意喚起を行ってきたが、今回の事案を受け、改めてパソコンやタブレットを始めとする備品の取扱いに十分注意するよう職員会議で周知徹底した。</p> <p>今後も引き続き、職員会議や朝会、メール等により定期的に備品の適正使用及び管理について注意喚起を行い、毀損事故の発生防止に努める。</p>
加茂高等学校	加茂高等学校ボート部棧橋建設に係るオオサンショウウオ調査委託業務の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。	<p>会計事務担当職員に対し、岐阜県会計規則等に基づいた適正な契約事務を行うよう指導した。</p> <p>今後は、入札及び契約を含む会計事務全般において、岐阜県会計規則等を遵守するとともに、会計員及び出納員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
加茂農林高等学校	不用品の売払いに係る1件の契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたため、今後は適正に処理されたい。	<p>予備監査後、会計員及び出納員が、不用品の売払いに係る契約事務について、岐阜県会計規則、同取扱要領及び物品処分フロー図により再確認した。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守するとともに、物品処分フロー図に基づき、複数人で確認しながら確実に事務を行うよう徹底した。</p>
	生産物（肉牛）に係る販売委託業務の契約事務において、「岐阜県が行う	令和4年度分の契約について見直し、「岐阜県が行う契約からの暴力団

	<p>契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文を契約書に記載しておらず、また、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>排除に関する措置要綱」等に基づく契約解除に関する条文及び暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報に関する内容を追記し、変更契約を締結した。</p> <p>今後は、契約締結時に契約内容に関し複数で確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>産業廃棄物の処理に係る事務において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管場所には法令等に定められた掲示板を設置すべきところ、設置されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>法令等に定められた産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管基準を再確認し、管理者等必要事項を明記した掲示板を保管場所に設置した。</p> <p>今後は担当教員も含めた複数名で確認し、適正処理に努める。</p>
<p>東濃高等学校</p>	<p>東濃高等学校普通教室空調設備更新工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>事務職員に対し、平成22年3月31日付け通知「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置」の実施についての内容について再周知し、契約書、仕様書への関係条文の追加、明記について指導した。</p> <p>今後は契約締結時に契約内容や必要添付書類のチェックとともに条文や仕様書記載内容について、会計員等複数人で確認を行い適正な事務処理に努める。</p>